

**ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る  
基礎調査等業務委託**

**仕 様 書**

**令和8年4月**

**岩 手 県**

# I 総 則

## 1. 業務の目的

岩手県（以下「県」という。）では、平成 11 年 3 月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理の広域化を推進してきた。また、令和 8 年 3 月に策定した「第四次岩手県循環型社会形成推進計画」において、ごみ処理広域化の方針を示している。

また、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和 6 年 3 月 29 日 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長）が発出され、令和 9 年度末を目途に都道府県が主体となって 2050 年度を目標としたごみ処理長期広域化・集約化計画を策定することとされた。

こうした状況を踏まえ、長期広域化・集約化計画を策定するために必要な調査を行い、長期広域化・集約化計画策定に必要なブロック区割りの設定案の作成及びブロックごとの廃棄物処理体制の検討を目的とする。

## 2. 委託業務名

ごみ処理長期広域化・集約化計画策定に係る基礎調査等業務委託

## 3. 委託期間

契約締結日の翌日～令和 8 年 11 月 30 日

## 4. 業務対象区域

県全域

## 5. 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、次に示すとおりとする。

- (1) 岩手県ごみ処理長期広域化に係る調査委託業務報告書 A4 版パイプファイル 3 部
- (2) 電子データ CD-ROM 一式

## 6. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり、環境基本法や廃棄物処理法など、関係法令等を遵守しなければならない。

## 7. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料については、受託者が調査し収集するものとするが、県が所有している場合には受託者に貸与するものとする。その場合、受託者は、県に資料リストを提出するとともに、業務完了時まで返却しなければならない。

## 8. 秘密保持及び中立性の義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

## 9. 打合せ及び議事録

受託者は、業務の目的を達成するため、受託期間中は必要に応じて県との打合せを行うものとする。なお、受託者は、打合せ事項及びその内容を記録し、県に提出するものとする。

## 10. 疑義の解釈

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、受託者は県と十分な打合せ又は協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

## 11. 業務の完了及び引渡し

受託者は、業務完了後所定の手続きを経て、県の検査を受けるものとする。本業務は、県の合格検査をもって完了とするが、納入品、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正のうえ納品するものとする。

## 12. 業務管理

- (1) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。なお、管理技術者は、技術士（総合技術監理部門－衛生工学又は、衛生工学部門の廃棄物関連に限る）の資格を有し、かつ本業務と同種業務の経験が1件以上なければならない。

なお、同種業務とは、過去5年間において、地方公共団体（市町村、一部事務組合、広域連合等）が発注するごみ処理施設に関する基本構想又は広域化計画策定業務を契約し、かつ完了した業務とする。

## 13. その他

- (1) 本仕様書は、本業務の概要を示すものである。そのため本仕様書に明記なき事項であっても、業務遂行上必要と認めるものについては両者協議のうえ実施する。
- (2) 県が必要と認めたときは、本業務の変更若しくは停止を命ずることができる。この場合は、両者協議のうえ、契約金額、納期等を変更できるものとする。

## II 業務内容

受託者は、現計画における6つのブロック（県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部、県北）が適正か否かを評価し、最適なブロック割を検討するものとする。

### 1. 県の特性の把握

県内全自治体の人口や面積等について整理する。

#### 1) 自然的特性の整理

- ・地理的、地形的特性の整理など

#### 2) 社会的特性の整理

- ・人口及び世帯数実績の推移（平成28年度～令和7年度）
- ・人口の将来予測の推移（人口ビジョン等を整理するものとするが毎年度等のデータがない場合は受託者でヒアリングシートを作成し、県が各自治体に照会するものとする。）（令和8年度から令和32年度）
- ・事業所数及び従業者数の推移（10年程度）

#### 3) 生活的特性の整理

- ・県内の交通網など

#### 4) 現6ブロックの整理

- ・自治体名、人口、一部事務組合等の設立状況など

### 2. ごみ処理の現状及び課題の把握

県内全自治体及び一部事務組合のごみ処理の現状や課題を整理する。

また、各自治体におけるごみ処理基本計画等をもとに、ごみ排出量の将来予測を整理する。ごみ排出量の将来予測がごみ処理基本計画等で計画されていない場合は、各自治体にヒアリングし、補完するものとするが、受託者はヒアリングシートを作成し、県から各自治体に照会するものとする。

(1) 全自治体における種類別ごみ排出量実績の推移（平成28年度～令和7年度）

(2) 全自治体における種類別ごみ排出量将来予測の推移（令和8年度～令和32年度）

(3) 現6ブロックにおける既存ごみ処理体制

（処理体制フロー図、既存施設の状況（種類、位置、竣工年月・稼働年数、規模など））

(4) 現6ブロックでのごみ処理に係る課題の整理

### 3. 現ブロック区割りの整理

人口、ごみ排出量、ごみ処理体制等の現状及び課題を踏まえ、現6ブロックごとに、必要に応じて各自治体等にヒアリングすることにより、現ブロック割を評価する項目を設定し、整理する。

#### 4. 広域化ブロック区割りの設定

前項の現6ブロックの整理結果を踏まえ、広域化ブロック区割りを設定する。

ブロック区割りの設定にあたっては、現組織体制や現整備状況への影響も含めて評価するとともに、それぞれのブロック区割りごとのごみ処理体制を検討する。

なお、対象とする廃棄物処理施設は一般廃棄物に係るごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設及び最終処分場とする。